# 【オーストリア】汚職対策のための刑法典等の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

\*2023 年 7 月、オーストリア議会は、公職就任前の候補者による就任後の利益供与の約束に 関わる贈収賄等を処罰する刑法典等の改正法を可決した。

# 1 改正法の制定経緯

2017 年 10 月に実施されたオーストリア国民議会(下院)の選挙の結果を受け、同年 12 月、国民党と自由党の連立政権が成立した。首相にはクルツ(Sebastian Kurz)国民党党首(当時)、副首相にはシュトラッへ(Heinz-Christian Strache)自由党党首(当時)が就任した。政権成立から 1 年 5 か月後の 2019 年 5 月、シュトラッへ氏が、2017 年の選挙前に、スペインのイビサ島において、ロシア人富豪の姪とされる人物に対し、資金提供の見返りとして政府契約等を約束していた様子を撮影したビデオがドイツのメディアにより公開された(イビサ事件)。この事件への対応として、クルツ首相は自由党との連立解消を決定した。この結果少数与党となったクルツ政権に対し、同月 27 日、国民議会は不信任決議を可決した。このように、イビサ事件は、オーストリア政界に激震をもたらし、問題となる行為が指摘されたシュトラッへ氏は政界から引退したものの¹、同氏は選挙前の時点で政府内の職に就いていなかったため、収賄について同氏の刑事責任を問うことができなかった²。同氏の行為は刑罰に値するにもかかわらず法が対応しきれていないという批判の声³に対応し、刑法典の改正が検討されることとなった。

2019 年 9 月の国民議会選挙では、国民党と緑の党が得票率を伸ばし、翌年 1 月、両党の連立 政権が成立した。その政権プログラムにおいては、効果的な汚職対策の推進が掲げられ、具体 的な政策として「汚職に関する刑法の抜け道(Lücken im Korruptionsstrafrecht)」を塞ぐことが 明記された $^4$ 。この方針に従い、2023 年 6 月 14 日、連邦政府は、刑法典等の改正法案を国民議会に提出した $^5$ 。同法律案は、同年 7 月 7 日、国民議会により可決され、同月 13 日、連邦参議 院(上院)で可決され、同月 20 日に公布された(9 月 1 日施行) $^6$ 。

## 2 改正の主な内容

## (1) 事前に約した公職就任後の利益供与に対する処罰

ある公職の候補者が、将来当該公職に就任した際に、その資格において義務に反して公務を

外国の立法 No.297-1 (2023.10)

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス目は、2023年9月7日である。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> なお、シュトラッへ氏は、2020年に他の政党(現在の名称は、「チーム HC シュトラッへ―オーストリアのための同盟 (Team HC Strache – Allianz für Österreich)」)に入党し、2020年のウィーン市議会選挙等に立候補するなど、現在は政界に復帰している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> "Ibiza: Keine Ermittlungen gegen Strache wegen Vorteilsannahme," *Krier*, 2019.8.29. <a href="https://kurier.at/politik/inland/ibiza-video-keine-ermittlungen-gegen-strache-und-gudenus-wegen-vorteilsannahme/400590770">https://kurier.at/politik/inland/ibiza-video-keine-ermittlungen-gegen-strache-und-gudenus-wegen-vorteilsannahme/400590770>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> "Ibiza: Was strafrechtlich bleibt," *Die Presse*, 2019.8.30. <a href="https://www.diepresse.com/5681576/ibiza-was-strafrechtlich-bleibt">https://www.diepresse.com/5681576/ibiza-was-strafrechtlich-bleibt</a>

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> "Aus Verantwortung für Österreich: Regierungsprogramm 2020–2024," S.21, 27. Bundeskanzleramt website <a href="https://www.bundeskanzleramt.gv.at/dam/jcr:7b9e6755-2115-440c-b2ec-cbf64a931aa8/RegProgramm-lang.pdf">https://www.bundeskanzleramt.gv.at/dam/jcr:7b9e6755-2115-440c-b2ec-cbf64a931aa8/RegProgramm-lang.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> NR: GP XXVII RV 2098 AB 2158 S.226 <a href="https://www.parlament.gv.at/dokument/XXVII/I/2098/fname\_1569747.pdf">https://www.parlament.gv.at/dokument/XXVII/I/2098/fname\_1569747.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Bundesgesetz, mit dem das Strafgesetzbuch im Bereich der Korruptionsbekämpfung, das Verbandsverantwortlichkeitsgesetz, die Nationalrats-Wahlordnung 1992 und die Europawahlordnung geändert werden (Korruptionsstrafrechtsänderungsgesetz 2023 – KorrStrÄG 2023) (BGBl Nr. 100/2023)

執行し、又は怠ることを約して、自らのため、又は第三者のために利益供与を求め、受け、又は約束させること(ただし、当該の者が実際に公職者として職を得た場合に限る。)が罰せられることとなった(刑法典第304条第1a項)。また、当該候補者が実際に公職者として職を得た場合には、これらの行為のために当該候補者に対し利益供与を申し出、約束し、又は保証した者も罰せられることとなった(同法典第307条第1a項)。

## (2) 「議席購入」に対する処罰

金銭を対価に比例名簿<sup>7</sup>の有利な順位に登載し、又は登載させる行為(「議席購入(Mandats-kauf)」)が処罰されることとなった。国民議会、州議会又は欧州議会の選挙に関連して、政党の責任者として、候補者への議席の割当てに影響を及ぼすことについて、自らのため、又は第三者のために対価を要求し、受け取り、又は約束させた者は、この結果として当該候補者が議席を獲得した場合には、2年以下の自由刑に処せられる(刑法典第265a条第1項)<sup>8</sup>。当該責任者に対価を提供し、約束し、又は保証した者も2年以下の自由刑に処せられる(同条第2項)。対価の価額が50万ユーロ(約7,850万円)<sup>9</sup>を超える場合には、6か月以上5年以下の自由刑に処せられる(同条第3項)。

なお、今回の改正が政党活動の自由に対する過度の侵害となっていないかを確認する意味で、 連邦司法大臣は、改正後の刑法典第 265a 条等の 2027 年 12 月 31 日までの適用状況に関する報 告書を作成し、遅くとも 2028 年 6 月 30 日までに国民議会に提出することとされた<sup>10</sup>。

## (3) 高額の贈収賄に対する罰則の強化

従来、公務を執行し、又は怠ることについて、自らのため、又は第三者のために利益供与を求め、受け、又は約束させた者の処罰規定は、5 万ユーロ(約 785 万円)の価額を超える場合の1年以上5年以下の自由刑(金銭によらない利益供与の場合は6か月以上5年以下の自由刑)が最も厳しいものであったが、これに加え、30 万ユーロ(約 4,710 万円)を超えた場合について、1 年以上 15 年以下の自由刑(金銭によらない利益供与の場合は1 年以上10 年以下の自由刑)に処するという規定が加えられた(刑法典第 304 条第 2 項及び第 305 条第 3 項)。この刑法典第 304 条第 2 項の量刑に関する規定は、(1)の罪にも適用される。贈賄側の量刑の規定についても、30 万ユーロを超えた場合(1 年以上15 年以下の自由刑)の規定が加えられた(同法典第 307 条第 2 項並びに第 307a 条第 2 項及び第 307b 条第 2 項)。

#### (4) 被選資格の喪失

従来、汚職関係の罪であるか否かを問わず、執行猶予のない6か月を超える自由刑又は執行猶予付きの1年を超える自由刑を確定判決で宣告された者は、刑の執行後6か月の間、執行猶予が付されている場合にあっては、判決の確定後6か月の間、国民議会議員及び欧州議会議員の被選資格を喪失するとされていたが、今回の改正により、刑法典第304条から第307b条までに規定する罪については、執行猶予の有無を問わず、6か月を超える自由刑を確定判決で宣告された者は、これらの議員の被選資格を喪失することとなった(喪失の期間については改正前と同じ)(1992年国民議会選挙規則第41条第1項及び欧州選挙規則第29条第1項)。

<sup>7</sup> 国民議会、州議会及び欧州議会の全ての選挙につき、比例代表の原則に基づくことが連邦憲法で規定されている。

<sup>8</sup> 第 265a 条の条文では、「宣誓(Angelobung)」又は「(議席)獲得(Einnahme)」に至った場合と規定されている。前者は就任に際し宣誓を行う国民議会議員又は州議会議員、後者は欧州議会議員を規定対象としている。

<sup>91</sup>ユーロ=約157円で換算した(報告省令レート(令和5年9月分)。以下の円換算は、全て同じレートに基づく。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 今回の改正法の第2条 (Artikel 2) で規定された。同法の第1条が刑法典の改正、第4条が1992年国民議会選挙規則の改正、第5条が欧州選挙規則の改正について、それぞれ規定するという関係になる。